

環境教育基本方針の改定について

1 概況

- ・県では、平成3年に策定し、平成18年3月に改定した「宮城県環境教育基本方針」に基づき、環境教育関連施策を推進してきたところであるが、同方針改定後10年が経過するとともに、その間に根拠法令も改正され、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（以下「環境教育等促進法」という。）」が、平成24年10月に全面施行されたところである。
- ・同法では、国連の「持続可能な開発のための教育（ESD）」の動きや、学校における環境教育の関心の高まり、民間団体等による取組など、環境教育を取り巻く状況の変化に対応する内容が盛り込まれるとともに、地方自治体に環境教育に関する行動計画の策定と行動計画に基づく施策の実施状況の公表に努めるよう求めている。
- ・また、東日本大震災の発生により本県の環境は大きな影響を受け、県民の環境に対する意識・関心・行動に変化が生じている。
- ・さらに、平成28年3月に策定した宮城県環境基本計画においても、持続可能な社会を実現するための重要な施策として、環境教育の更なる充実を求めていることから、教育部局をはじめとする関係部局の協力を得て同方針を改定し、関係部局がより一層連携しながら、企業や民間団体等多様な主体の協働により環境教育を推進するもの。

【参考】法改正等の経緯

国	宮城県
H15. 7 「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（旧法）成立 （第8条） 地方公共団体は方針、計画等を作成するよう努めること。	H3. 3 宮城県環境教育基本方針の策定
H16. 9 旧法に基づく基本方針の閣議決定	H18. 3 宮城県環境教育基本方針の改定
H23. 6 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（「環境教育等促進法」）（改正法）の成立、公布 （改正法第8条） 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県または市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画（以下「 <u>行動計画</u> 」という。） <u>を作成するよう努めるものとする。</u>	H28. 4 宮城県環境教育基本方針の改定の開始
H24. 10 改正法の全面施行	

※ 環境教育等促進法基本理念

環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育は、持続可能な社会の構築のために、多様な主体が適切な役割を果たし、対等の立場において相互に協力して行われるものとする。

※ ESD : Education for Sustainable Development（持続可能な開発のための教育）

現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を

創造していくことを目指す学習や活動のことを指す。

県内では、ESDを広げていくための地域の拠点として「仙台広域圏」が国連から認定されており、仙台、大崎市田尻、気仙沼、七ヶ宿及び白石の各地域において、それぞれの特色を生かした環境教育に取り組んでいる。

2 宮城県環境教育基本方針改定のポイント

環境教育等促進法のポイント	宮城県教育基本方針の改定ポイント
1 基本理念等の充実	1 企業、民間団体等との「協働取組」の重視
2 地方自治体による推進枠組みの具体化	2 学校教育における環境教育の一層の充実
3 学校教育における環境教育の充実	3 環境教育に関わる民間団体への支援方策
4 環境教育等の基盤強化等	
5 自然体験等の機会の場の提供の仕組み導入	
6 環境行政への民間団体の参加及び協働取組の推進	

※ 改定後の基本方針は、環境教育等促進法で都道府県等に作成が求められる「行動計画」として位置づけ

3 策定体制

(1) 附属機関での調査・審議

- ・環境審議会（※）に、基本方針の改定案を諮問し、答申を受ける。
- ・環境審議会の下に、基本方針の改定案の調査・審議を行うための「専門委員会」を設置する。

（※）環境審議会…本県における環境の保全に関する基本的事項を調査・審議する附属機関

(2) 内部検討体制

- ・基本方針を改定するための庁内検討組織として、「環境教育基本方針策定会議」を設置する。
- ・策定会議は、環境生活次長を会長とし、環境生活部及び教育庁を中心とする関係各課室長で構成する。
- ・策定会議の下に、ワーキンググループを置き、改定案の作成作業等を行う。

4 これまでの経過

平成 28 年 6 月 14 日	第 1 回策定会議（現方針の改定、新方針の策定の進め方について） 第 1 回ワーキンググループ（現方針の検証、環境教育の現状と課題整理） 全庁照会（環境教育の推進施策の実施状況、成果の把握）
7 月 8 日	第 2 回ワーキンググループ（新方針の構成素案について）
28 日	第 3 回ワーキンググループ（新方針の原案について）
8 月 10 日	全庁照会（新方針の素案に対する意見について）
8 月 29 日	第 2 回策定会議（新方針の素案審議）

5 今後の予定

9 月	環境審議会（諮問）
10 月	環境審議会第 1 回専門委員会
11 月	パブリックコメント
1 月	環境審議会第 2 回専門委員会
2 月	第 3 回策定会議
3 月	環境審議会（答申） 基本方針の策定